



国海安第93号
平成21年12月18日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
久保田 秀夫



船舶設備規程等の一部改正について

下記の省令等の一部改正が平成21年12月22日に公布される予定ですので、よろしくお
取り計らい頂きますようお願い申し上げます。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）
- ・ 漁船特殊規程（昭和9年逓信・農林省令）
- ・ 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）
- ・ 船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）
- ・ 船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）
- ・ 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運
輸省令第39号）
- ・ 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和48年運輸省令第49号）
- ・ 船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）
- ・ 小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）
- ・ 小型漁船安全規則（昭和49年農林省・運輸省令第1号）
- ・ 船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成6年運輸省令第45号）
- ・ 船舶の排水設備の基準を定める告示（平成10年運輸省告示第381号）



船舶設備規程等の一部を改正する省令について

平成21年12月
海事局運航労務課
安全基準課
検査測度課

1. 背景

海難事故の防止及び海上の人命の安全の保持については、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が発効しており、我が国も同条約の締約国となっている。

2006年5月及び2008年5月に、国連の専門機関である国際海事機関(IMO)において、舷梯を含む乗降船設備を規制の対象とすること、1994年10月1日時点現存船に備え付けが認められている固定式鎮火性ガス消火装置の要件を強化すること、レーダー・トランスポンダーの代替として海上搜索救助用自動識別送信装置(AIS-SART)の使用を可能とすること、救命胴衣等の基準を強化すること等を目的としたSOLAS条約附属書第二-1章、第二-2章、第三章及び第四章並びに国際救命設備コードの改正が採択され、また、持運び式消火器の船内場所毎の備置数に関するSOLAS条約の国際統一解釈が承認されたところ。

本条約改正等については、2010年1月1日（一部は2010年7月1日）に発効することとなっており、我が国においても、改正内容を担保するため、船舶設備規程等（下記「3. 改正予定法令」をいう。）において所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

- ① 乗降船設備の備付け（SOLAS条約附属書第二-1章関連）
舷梯を含む乗降船設備を所要設備の対象とする。
- ② 固定式鎮火性ガス消火器の要件強化（SOLAS条約附属書第二-2章関連）
平成6年10月1日時点の現存船に対して適用されている、固定式鎮火性ガス消火器の制御装置の要件について、最新の要件とする。
- ③ レーダー・トランスポンダーの代替装置としての搜索救助用位置指示送信装置(AIS-SART)の追加（SOLAS条約附属書第三章、第四章関連）
これまで、GMDSS（全世界的海上遭難安全システム）の構成機器としてレーダー・トランスポンダーの備付けを求めていたが、当該機器の代替として、AIS信号により遭難情報を発信する搜索救助用位置指示送信装置(AIS-SART)の備え付けを可能とする。
また、これに伴い、限定救命艇手の資格の認定に必要な講習の登録要件として必要な設備に、搜索救助用位置指示送信装置を追加する。

④ 救命胴衣等の基準強化（国際救命設備コード関連）

救命浮環、救命胴衣、イマーション・スーツ、耐暴露服について、使用可能温度範囲の設定、水中における他の設備との連結手段の確保等基準の強化を行う。

⑤ 持運び式消火器の備置数の変更（SOLAS条約附属書第Ⅱ－2章の統一解釈関連）

持運び式消火器について、統一解釈に基づき船内場所毎に必要な備置数を規定する。

⑥ その他

その他所要の改正を行う。

3. 改正予定法令

- 船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）（①関係）
- 漁船特殊規程（昭和9年逓信・農林省令）（③関係）
- 救命艇手規則（昭和37年運輸省令第47号）（③関係）
- 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）（③、⑥関係）
- 船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）（③、④関係）
- 船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）（⑤関係）
- 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）（③関係）
- 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和48年運輸省令第49号）（③関係）
- 船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）（③関係）
- 小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）（③関係）
- 小型漁船安全規則（昭和49年農林省・運輸省令第1号）（③関係）
- 船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成6年運輸省令第45号）（②関係）

4. スケジュール

施行日：平成22年1月1日（①～③、⑤、⑥関係）

平成22年7月1日（④関係）

「船舶の排水設備の基準を定める告示」の一部改正について

平成21年12月
安全基準課

1. 背景

海難事故の防止及び海上の人命の安全の保持については、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が発効しており、我が国も同条約の締約国となっている。

2008年5月、国連の専門機関である国際海事機関(IMO)において、車両区域、Ro-Ro区域及び特殊分類区域の排水設備の詰まり防止措置にかかる要件を追加することを目的としたSOLAS条約附属書第Ⅱ-2章の改正が採択されたところ。

本条約改正等については、2010年1月1日に発効することとなっており、我が国においても、改正内容を担保するため、「船舶の排水設備の基準を定める告示（平成10年運輸省告示第381号）」において所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

第8条第2項の大量の水を噴射する固定式消火装置が設けられている区域に設ける排水装置の要件に、「詰まりを防止する措置がとられていること」を追加する。

3. スケジュール

施行日：平成22年1月1日